

## 光学印象(口腔内スキャナー)関連のお知らせ

2024年5月吉日

株式会社アトム  
ATOM CAD/CAM CENTER  
代表取締役 堂下 茂樹  
TEL 03-3677-6022

令和6年度診療報酬改定において、歯科医師と歯科技工士の連携についての評価が新設されました。

【歯冠補綴物及び欠損補綴物の製作にあたり、ICTの活用を含め歯科医師と歯科技工士が連携して色調採得等を行った場合の評価を新設】が明記され、**歯科技工士連携加算1(50点)**と**歯科技工士連携加算2(70点)**が新設されました。「歯科医院が各地方厚生局に施設基準の届出をした上で、対面での連携を行なった場合には、院内技工所の歯科技工士・外注先の歯科技工士問わず「歯科技工士連携加算1(50点)」を算定できます。歯科技工士連携加算2においては歯科医院には厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を準拠した体制が求められます。

保険申請するにあたり、**すでに保険CAD/CAMに関する施設基準登録をお出し頂いている医院様も追加で申請を出して頂く必要がございます。**

### 届出申請用紙について

- ① 【様式50の2】
- ② 【様式50の2の2】
- ③ 【別添2】 保険CAD/CAM冠・インレーの施設基準届出書

※ ③【添付2】は、初めて申請される医院さまはご提出下さい。

※ 光学印象の申請をせずに 保険CAD/CAM冠・インレーの施設基準登録のみを実施する場合は、【様式50の2】4.口腔内スキャナーの情報】の記入は不要となります。

【様式50の2の2】のご提出は不要です。

また、光学印象をおこなう際の施設基準は以下の通りとなります。

1. 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること
2. 当該保険医療機関内に光学印象に必要な機器を有していること

### 提出期限

2024年6月1日から 光学印象の保険請求をするには、

**2024年6月3日までに医院所在地の厚生局へ必着**にて申請書のご提出が必須です。